

平成24年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成24年3月27日（火） 午後3時02分～午後4時24分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第16号』 千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則
- (2) 『議案第17号』 日比谷図書館文化財事務室処務規程の一部を改正する訓令

【指導課】

- (1) 『議案第19号』 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第20号』 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第21号』 平成24年度「特色ある教育活動」事業の実施

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成24年度 小・中・中等教育学校 入学式出席者名簿（案）

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会第1回臨時会について

【指導課】

- (1) 中学校・中等教育学校の進学状況

出席委員（5名）

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	中川 典子
教育委員	古川 紀子
教育委員	近藤 明義
教育長	山崎 芳明

出席職員（8名）

子ども・教育部長	高山 三郎
次世代育成担当部長	保科 彰吾

子ども総務課長事務取扱 子ども・教育部参事	高橋 誠一郎
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	依田 昭夫
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	平井 秀明
指導課長	坂 光司

欠席職員（1名）

参事（子ども健康担当）	清古 愛弓
-------------	-------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長	<p>それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございまして、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>それでは、ただいまから、平成24年教育委員会第5回定例会を開会いたします。</p> <p>本日、清古参事は欠席でございます。</p> <p>それから、今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p> <p>本日の議事日程は、お配りしているとおりですけれども、第1、議案18号の人事案件、及び日程第2、報告の1、人事案件は、ともに個人情報が含まれておりますため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして非公開としたいので、その可否につきまして賛否を求めます。</p> <p>賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
市川委員長	<p>全員賛成でございましたので、この2件につきましては、秘密会において議論をしたいと存じます。</p> <p>なお、議事日程の最後に、関係者以外退席していただいで行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。</p>

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 『議案第16号』千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則

(2) 『議案第17号』日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部を改正する訓令

指導課

- (2) 『議案第19号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第20号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第21号』平成24年度「特色ある教育活動」事業の実施

市川委員長

それでは、日程第1の議案に入ります。

初めに、議案第16号、千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則、及び議案第17号、日比谷図書館文化財事務局処務規程の一部を改正する訓令の2件の議案につきまして、それぞれ関連する内容でございますので、取りまとめて取り扱うことといたします。

それでは、子ども総務課長から説明してください。

子ども総務課長

それでは、議案となっております16号と17号をまとめまして、お手元の資料、「平成24年度組織整備に伴う規則等の一部改正」に基づきまして、ご説明申し上げます。

1番に「改正の趣旨」に書いておりますとおり、平成24年度から組織整備の見直しがありまして、従前、「担当課長」と申したものを、基本的には「課」に名称を改めます。従いまして、現行の「図書館文化財担当課長」の名称が、「図書館文化財課長」に変わるものでございます。それに伴いまして、この担当課長についての処務規定につきましては、議案第16号の「千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則」の中の第4条第4項をご覧ください。従前は、担当課長の職と職責、そして副参事が分かれておりましたが、改正後は「担当課長及び副参事は」に改まりました。これは、担当課長というのは職務権限が今までよりも狭められたとご理解いただければと思います。今までは、担当の係とか主査とか、専管の組織を持っていたのですが、これからの担当課長は、従来の課の脇につく形で、一部の係、職員を指揮命令するというイメージでありますので、職務分担が狭まったと、今の担当課長は、実際は普通の課の課長と変わらないものですから、そこを改めたものでございます。

それと、もう1点ございます。文言整理といたしまして、(12)に、従前は、「子ども施設など(麴町・神田保育園、認可外保育所<旧今川中学校>等)の開設等に関する事」といろいろと書いてありましたものを、全て丸めまして、「保育施設の開設等に関する事」というふうに、まとめさせていただきます。

この資料をおめくりいただきたいと思っております。今、「担当課長」という名称が「課長」に変わるということで、「千代田区文化財保護条例施行規則の一部改正」の21条の「庶務」という部分が、名称が変わったものでございます。従前は、「図書・文化資源担当課」と申していたものを、今後は「図書・文化資源課」、「担当」がとれた形になるというものでございます。

あわせまして、「千代田区文化財調査指導員設置規則の一部改正」、これ

も同様に、8条の中で、「図書・文化資源担当課長」と称していたものを、「区民生活部図書・文化資源課長」に改まったものでございます。

議案16号については、改正箇所は以上でございます。

続きまして、議案第17号、日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部の改正についてでございますが、こちらも第5条で、「充てる職員」の中で、従前は、「図書・文化資源担当課長」としていたものを、今後は「図書・文化資源課文化財主査の職にある者」、「担当課」が「課」になったと。そして、第6条でございますが、「担当課長」のところを、「課長」と改まったというものでございます。

そして、2ページ目をおめくりください。第11条でございますが、従前は「主管課長」という表現だったものを「課長」と改めたものでございまして、これはすべて、基本的に「担当課長」の名称が「課長」に改まったという部分でございます。

説明は以上でございます。

市川委員長 極めて実務的な話でございますが、何かご質問、ご発言があればお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

市川委員長 よろしゅうございますね。

それでは、説明につきましては、2点まとめてお願いをしたわけですが、採決につきましては個別に行うことといたします。

それでは、議案第16号について採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございます。議案第16号を案のとおり決定いたしたいと思えます。

次に、議案第17号につきまして採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第17号を案のとおり決定いたします。

次に、議案第19号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、及び議案第20号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の2件の議案につきまして、関連する内容でございますので、まとめて取り扱うことにいたします。

指導課長から説明をしてください。

指導課長 それでは、幼稚園教員の規則改正について説明をさせていただきます。

まず、議案19号の規則改正につきましては文言整理でございます。それから、概要資料ということで、1枚まとめたものを添付させていただきましたが、大きな数字の2、これは議案20号ということで、幼稚園教育職員の給与に関する規則の一部改正となりますが、生理休暇の「承認単位」と、それから「給与上の取扱い」、そして「経過措置」について整備するものでござい

ます。

お手元の資料を1枚おめくりください。

議案19号、これは文言整理ということでございますが、新旧対照表にありますように、改正前は、「女性職員」と「女子職員」が混在した形で条文が定められておりましたので、これを「女性職員」と統一するものでございます。区職員の規則を改正したことにあわせて、幼稚園教諭についても整備するというところでございます。

もう1枚めくっていただきまして、議案20号の新旧対照表になります。第11条の(3)に、女性職員の生理休暇について、「1回について、1日」というこれまでの定めがございますが、簡単に申し上げますと、この規定では、これまで、例えばお昼から生理休暇をとるということは制度上できませんでした。また、生理休暇1回について1日という規定はございますけれども、上制限がなかったということでございます。これを、新旧対照表の改正後、左側の欄にありますように、1日未満での取得も可能とし、1日未満の時間で取得した場合もそれを1日と認めますということでございます。それから、上限を、暦年で5日まで、最大5日までと規定したものでございます。

附則の「経過措置」3にありますように、このことを給与減額を免除する日数について、平成24年においては7日間、平成25年においては6日間という経過措置を経まして、本則5日の実施を段階的に進めるという内容でございます。

説明は以上でございます。

市川委員長
古川委員

何かご発言がありましたら、お願いをいたします。

生理休暇の適用の上限の日数が決められた点なんですけれども、今までなかったのが今回決定された経過について教えていただきたいんですが。

指導課長

これまで制限がないということで、不特定の場面で、具体的な数字はちょっと今お伝えできませんけれども、人によっては、相当数の休暇取得も見受けられた状況があるとのこと。ご本人の健康状態ですので、なかなか確認することが難しいわけなんですけれども、この点について、公平性を確保するというので、今回、区職員については5日間を上限とするという定めに切りかわりました。これに基づきまして、幼稚園の教育職員も、区職員の一部ということで連動した手続になっています。

古川委員

経過措置もあるようなんですが、この「5日」というのはどういうところから来ているんでしょうか。

指導課長

5日の根拠ですよ。

古川委員

そういう何か規定もあるんでしょうか。

指導課長

ちょっと確認をさせていただけますでしょうか。

幼稚園教諭については、取得される方はほとんどいらっしゃらないのが現状なんですけれども、今回、区の職員の取り扱いをこのように改めるということで、同様の措置を、形式をとるということになります。幼稚園教諭について

は、担任業務もありますので、なかなかとられる方がいらっしやらないというのが現状です。

市川委員長

よろしいですか。

よろしくはないけれども、後で確認したらということですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、説明につきましては2件まとめてしてもらいましたが、採決につきましては、個別に行うことといたします。

まず、議案第19号について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、議案第19号を決定することといたします。

次に、議案第20号につきまして採決をいたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長

はい。全員賛成でございますので、議案第20号を案のとおり決定いたします。

最後に、議案第21号、平成24年度「特色ある教育活動」事業の実施について、指導課長から説明してください。

指導課長

続きまして、「特色ある教育活動」の予算配当についてご審議、ご判断いただきたいと思います。

お手元に、資料ということで、3枚とじたものと、それから議案21号ということで、実施計画の案をまとめた資料、2つ用意をさせていただきました。本事業につきましては、総額で3,300万円余の予算を配当いただいているところですが、平成24年度から、これまでの「特色ある教育活動」に加えまして、昨年度「特色ある教育活動」の中で試行実施した「スペシャリスト連携講座」、そして教育委員の先生方からご提案いただきました「部活動等の推進事業」ということについて、この事業の中に予算が組み込まれています。

1枚めくっていただきまして、資料2をご覧ください。平成24年度の「特色ある教育活動」につきましては、各学校(園)から118の事業が申請されました。これを事務局で整理、精査させていただきました。今回86の事業を推薦させていただくものであります。この差につきましては、事業の内容を確認し、「スペシャリスト連携講座」の予算枠に充てるもの、それから「部活動等の推進」に充てるもの、また「アーティストインスクール」や「健康・食育・体力向上プラン」、「きめ細かな指導の推進」、こういった事業で実施することが適正であると、ふさわしいと判断されるものについては、学校申請をそちらの予算事業に振り分けさせていただきました。

事業数の内訳は、2番にありますように、総数で、平成23年度は99の申請がございましたが、今年度は86本の事業数になっております。校種別に見ま

すと、幼稚園（こども）園が25本、小学校が50本、中学校が11本ということでございます。

今回、ほとんどの事業が継続事業でございます。新規事業ということで、14本が新規事業になっておりますけれども、その中で、これまでA校で実施していましたが、今回B校で新たに実施するというものについてカウントしますと、合計まで14本になりますけれども、純粹に今回新たに申請された事業は9つの事業になります。

お手元のA 4横の実施計画（案）をご覧ください。

この中で、1ページの左の列に番号が振ってありますけれども、4、5、6、これが今回新しい事業になるものでございます。番町幼稚園から、親子で土づくりをしたり、植栽を進めるということで、栽培活動、それから地域の大学生と運動遊びなどで触れ合う事業、そして日本の伝統文化に触れるということで、3学期の始業式に獅子舞を呼んで、地域に伝わる伝統行事を体験するというものでございます。

それから、2ページに行きまして、一番下の段になりますが、16番の昌平幼稚園、「ペープサートなどの体験をする活動」ということで、ペープサートと申しますのは、棒にお人形の絵を書いたものを張りつけまして、これを、あやつり人形の逆になりますけれども下から支えて、紙芝居、パネルシアターのような形で、子どもたちに——人形劇ということとは若干違うんですけれども、そういった劇を鑑賞させるというものです。

それから、3ページ目、下から2番目、24番をご覧ください。ふじみこども園から、造形活動に取り組む事業が提案されております。専門家を呼んで、身近な素材を使いながら、専門家から技術的な指導をして、感性を養うという取り組みでございます。

そして、5ページをご覧ください。5ページの最下段、41番、九段小学校、家庭科の実習、調理等についての支援、それから準備等についての取り組みを進めるというものでございます。家庭科学習の推進ということであります。

続いて、7ページをご覧ください。上から3段目になりますが、56番、お茶の水小学校のワークワーク活動ボランティアということですが、防災探検やけん玉、巣箱づくりなど、さまざまな取り組みを予定してはございますけれども、このアシスタントを活用しながら、子どもたちの活動を支援するというものです。

そして、同じくお茶の水小学校ですが、57番、国際理解教室ということで、東京都教育の日に関連させて、親子で外国の文化に触れる機会を設けていくということで、報償費等の計画を立てているものでございます。

最後、少し飛びますが、11ページをご覧ください。11ページの中ほど、91番、麹町中学校ですが、礼法教室ということで、今回校舎を全面改築しましたが、その中に設定されています礼法室、作法室を活用して、日本の礼儀作法について学ぶ機会を展開するというものでございます。これまで取り組ん

でいなかった全く初めての事業が、今申し上げた内容でございます。

資料の1番にお戻りいただきたいと思います。今回、査定したものをお認めいただき、各学校・園に配当させていただければと考えておりますが、2番に「配当予定額」ということで示させていただきました。「特色ある教育活動」については、総額で1,340万円弱、「スペシャリスト連携講座」については74万円程度、そして「部活動等の推進」については990万円弱ということで、詳細は議案21号になるのですけれども、この内容でお認めいただき、4月からの円滑なスタートができればと考えております。

今回、配当総額は2,400万円余になりますけれども、予算規模からすると、全体で73%程度になります。「特色ある教育活動」については64%、「スペシャリスト連携講座」については74%、「部活動等の推進」については88%ということでございます。

4月からスタートを円滑に進めたいという考え方と、後ほどご審議いただきますが、平成24年度の教育管理職の異動人事につきましては、例年に比べて大きな規模となっております。25%程度になりますけれども、保留枠を設定いたしまして、新しいスクールリーダーが決まった段階で新たな提案をいただき、新校長のお考え、アイデアを、この「特色ある教育活動」で具現化していただくという考えのもと、今回は4分の3についてご審議いただいて、4分の1を保留させていただき、5月以降になると思います。その頃に、新校長等からプレゼンテーションをしていただき、保留額分については、ご審議を改めてしていただくという進め方をお認めいただければと思っております。

話が前後してしまっただけでございますが、A4横の議案21号の資料については、11ページまでが「特色ある教育活動」でございまして、12ページがこの特色あるの中の「スペシャリスト連携講座」で、在来中学校からそれぞれ一本ずつの提案が出ております。神田一橋中学校については、昨年度試行した、医科大学での先端医療等の勉強ということで、大学で学ぼうというものが出ております。また、麴町中学校についても同様に、大学教授などによる専門分野の講座を開設する準備を進めていきたいということで予算が組まれております。

それから、委員の皆様から今回ご提案いただきました「部活動等の推進」につきましては、13ページから15ページにわたってまとめさせていただきました。小学校については、マーチングバンド、金管バンドに関連するものが多く出されておりますけれども、いずれもこれまでの取り組みを加速させて、地域に貢献できるような計画を準備しているところでございます。

中学校については、部活動で技術指導が直接できない顧問の運動部活動等について、外部講師を招聘するというような内容が主なものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議ください。

市川委員長

それでは、最初に個別のお話に行く前に、大幅な人事異動があったので、

新任の先生が着任されて、いろんなアイデアが出てくるかもしれないということで、約4分の3を年度当初に配付して、残りの4分の1程度を、新しい先生の意見も取り入れた上で配付したいと、こういうことなんです、その点につきましてご意見を最初に求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員
市川委員長

結構なことだと思います。

いかがですか。よろしいですか。

(了 承)

市川委員長

その点はよろしいですね。

たしか、今まで、去年まではかなり遅くになってからこの予算が各学校に行く、甚だしい場合は夏休み過ぎだみたいな話もあったんですが、それじゃちょっと困るとするのは、この教育委員会で話題として出まして、事務局に努力してもらって、4月からということになったのはやっぱり進歩だろうなと思います。

そういったわけで、ただいまご意見を承ったように、4分の3は当初からと、残りについては多分5月ぐらいからということできたいなと思います。

それでは、個別の事業につきまして、ご質問やご助言があるかと思しますので、よろしければ、どうぞご発言を願います。

中川委員

いろいろな学校で一生懸命考えてくださったと思うんですけども、私の記憶では、去年、何人か先生においでいただいて、こういうことをしたいというのをお話しいただいたような気がしているんですけども、今回、直接お話を聞けなかったというのがちょっと残念だなと、1つ思ったんです。

それと、もう一つ、クラブ活動で部外講師をいろいろ手配をしたというふうに書いてあるんですけども、学校の先生だけで対応できないという話を聞くので、それはいいことだと思います。

子ども・教育部長

ご質問のところについて、私からご報告いたします。

教育委員会の事務局内部においても、昨年は同様、プレゼンテーションを待って決定する必要性についての意見が出され、議論をいたしました。しかしながら、今回の提案は新規事業はありますが、大半が既存事業で、4月当初から迅速な実施もあり、今日のような対応を致しました。

本年4月は、学校長も大幅な異動もあり、年度当初は、既存事業としての全体の4分の3を決定させていただき、残りの4分の1につきましては、新校長のもと、新たな事業を提案いただき、その際、教育委員会においてプレゼンテーションを行い、皆様の意見と踏まえながら、実施してまいります。なお、新規提案は6月末頃までを目途に進めてまいります。

教 育 長

できるだけ新しい校長先生には、こちらに来てこういうことをやりたいんだということをプレゼンしてもらえようように考えていますので、そのときにまたお出しいただければと思います。

子ども・教育部長

申しわけありません。

中川委員

いえいえ。それでよろしいんですけれども、ただ、今まであったものをそのまま継続するというんじゃなくて、この中で必要じゃなかったものというのではないのかとか、そういうことについては議論というのはあったんですか。

子ども・教育部長

内部では、実は指導課とうちのほうと含めて、今回、提案があって、そのまま全て飲んだというか、どちらかという、事業としてはなかなか切りづらかったんですが、経費的な調整はかなりさせていただきまして、予算の中でおさめる作業でございます。そのような中で、要らないものについては削減をしたと、しかしながら、事業そのものについて、本当に必要かどうかという議論はさらに深めていく必要があると思いますので、宿題としてきちんとやらせていただきます。

市川委員長

よろしいですか。

近藤委員

非常に多岐にわたって、たくさん出ておりますね。今、指導課長の説明は大変わかりやすく、おっしゃることを全て理解ができているつもりですけれども、個人的な感覚からも非常にいいことだなというふうに理解をしながら聞かせてもらいました。

ただ、私も学校出身で、10年前にはこういう予算というのは皆無というかほとんどなかったわけで、そのころから比べると、学校は大変ありがたいだろうなど、優遇されているなど、この数値を見ておりました。

この事業の中には、教科や総合的な学習の時間に絡んだというか、学校での学習内容に絡んだものが幾つかございますね。それらが必ずしも全ての学校から上がってきているわけではない。特定の学校からそういうものが上がってきています。指導課に申請をするときには、学校の中での議論が最終的なものでしょうけど、それ以前に校長会や副校長会等で話題になりながら、いろいろ情報を入れながらというんでしょうか、他校の情報をとりながら、学校として決めて出てくるものだと思います。しかし、横並びの発想ではなくて、公立の学校として、特定の学校だけが特定の取り組みをして、ほかの学校はその取り組みをしないという、そういう事実の積み重ねが果たして正しいのかどうかということですね。ですから、教科や総合的な学習の時間というか、学習内容的に絡んだものについては、指導課でもう少し申請の内容を細かく見て、指導課の事業として学校にやらせるということも必要ではないでしょうか。教育課程の編成というような意味で課題が出てきてしまうのかもしれないですけど、もうちょっと、そのあたりをコントロールすべき部分もあるのではないかなと見させていただきました。

ここでは、各学校から申請された経費のトータルの表がありませんが、相当開きがあるのではないかなというふうに思いますし、経費の開きではなくて、その学校にとって何がという部分が一番大切なことも重々理解して発言しているつもりです。しかし、当然バランスも必要でしょうし、これが各校から個別に申請されて集計されたものが、また学校に周知されていったときに、うちの学校でもこれをやりたかったとか何だとかというようなことで、

結果として1年遅れるというんでしょうか、年度途中で再申請できるように、そのあたりに目を向けた形での決定の仕方というのが必要なんじゃないかなと思います。

特に、この資料の一番最後の部分ですね、中学校の部活動のところなんかでも、ブラスバンドの指導というのは、ある意味、特殊な部分で、単に音楽科の教員だけではできないことなんでしょうから、両方の学校が申請をしていますね。多少の計算の違いがあつたとしても、同じぐらいの額になる、これが妥当なところだと思いますけど。申請額が、他の活動が余りにも開きがありますよね。こういうことって、あるのかなといましようか、基本的に学校は同じような状況だろうと思いますから、同じレベルでの申請をしてくれば、こんな違いつて出ないんじゃないかと思うんですよね。そのあたりにもう少し目を向けていただきたいなと思います。

市川委員長

なかなか難しい点なんだろうと思いますね。近藤委員がおっしゃったように、教育委員会の事務局、なかんずく指導課のほうであんまり指導し過ぎてもしけないし、そうかといって、出てきたものを全部、できるだけ受け入れるというのは1つでしょうけれども、それも余り度が過ぎると、例えば金銭の面とか、あるいは普通の総合学習の時間やなんかの絡みで、不公平とまではおっしゃいませんでしたけど、差異が出てくると、そういうところはやっぱり指導課として注意していただく必要があるだろうと。ですから、余りイニシアチブをとり過ぎてもしけないし、全くほったらかしというか、出てきたものは何でも受け入れるということでも困ると。そこら辺が難しいんで、最初の時点でおっしゃったように、例えば校長会なり副校長会なりで、必要に応じて、適宜適切にお話をする、情報提供をする、そういうことも必要なんだろうというふうに、近藤委員の意見を拝聴しました。

というところで、よろしゅうございますかね。

近藤委員

はい。

市川委員長

難しいことではあるかと思いますが、あえてお願いしたいと思います。

ほかにいかがでしょう。

中川委員

その難しいことをさらに難しくさせちゃうかもしれないんですけど、これは1つの提案なんですけど、例えば今、中学校というのは2つしかないわけですから、こっちの学校ではこれが中心になってやるけども、こっちの学校で部員が少ないとか何とかというときに、交流という形で一緒にやらせてあげるとか、そういうようなことは考えられないでしょうか。

指導課長

特定の部活動によっては、千代田区は地理的には近距離で恵まれているとはいえ、3時半ぐらいから掃除をして、実際始まるのは4時ぐらいからです。そういった限られた時間の中で、移動を伴って合同練習をするということは、平日はなかなか難しい状態であります。ただ、土曜日や日曜日に、合流して合同で活動するという方法は、考えられないわけでもないんですけども、なかなか、彼らの生活スケジュールといえますが、1つの単独校でも

練習日を設定していくのに苦慮しているようなところがありますので、顧問が、苦勞して、特に部員が少ない部活についてはそういった交流活動、あるいは区外の学校との交流を含めて、取り組みはしているところではありますが、システムティックにといいますか、3時半になったら、ぱっと移動してという形は、現実的にはまだまだ難しいかなと思っています。

近藤委員

今の中川委員がおっしゃった部分は、学校の規模が小さくなって、子どもが少なくなってきた頃からというか、今からもう10年前、20年前という時間の中で、東京都のさまざまな地区でそういう実践研究的なことをした事実があるんですが、結果としてうまくいかないというか、子どもたちは所属意識の中、学校、地域、友達という、そういうくくり、まとめ、つながりの中での活動なので、例えばバスケットボールであれば、バスケットの技量だけが高まればということじゃないみたいで、合同でというのはいまよくいっている事例がほとんどないようですね。

市川委員長

非常に難しい問題ですね。今、近藤委員がおっしゃった、10年、20年前のころなんですけど、私が現役のころに、ちょうどその話が起ったんです。実際、ある区で、バスケットボールはたった5人でチームをつくるんだけど、それがつくれないと。じゃあ、どうしたらいいんだというんで、何校かで集まってやろうというような話があったことがありまして、そんなことがきっかけで、今、近藤委員がお話しになったようなことがあったんですが、結果としてはおっしゃるとおりですね。やっぱりいろいろな点で、まだまだ研究をしなければいけない。例えば全国中学校大会へ出るというような、そういうレベルであればまた話は別なんでしょうけれども、普通の一般的なクラブ活動という、いろいろネックがあったりするということがございましたね。

そういうようなことも、もろもろありますし、状況も変わってはくるんだろうとは思いますが、確かに幾つかの問題点があることだけは間違いないですね。

近藤委員

ちょっと視点が違う話になってしまうのかもしれないですが、もともと学校規模が小さい、部活動を子どもたちが希望するものを全てオープンする、全て設立して活動させていくという前提で物事を考える方が多いんですが、それよりも、学校として十分指導が可能なスポーツ種目に絞って開設するというんでしょうか。当初は子どもたちの反発もあるかもしれないですが、2年、3年と経過する中で、そのあたりは改善していくと思いますし、同好の士が集まっての活動というのは、やっぱり活動結果を確かめるという意味での大会がないと、子どもたちの活動意欲が鈍るという事実もあるんですね。ですから、学校として幾つかの方法というか、研究すれば、まだまだ方法はあるんだと思いますけどね。

市川委員長

千代田区は遅いほうかもしれないですけどね、地域スポーツクラブという、例えばどうしても神田一橋中学校で陸上ホッケーをやりたいといったって、そういうわけにはいかないわけでしょうね。そういうような種目であ

るとか、さっき例に引いたようなこととかで、学校で補えないような、あるいは部活としてなじめないって、取り上げにくいようなものというのは、そういう組織を、力を入れて、スポーツ関係で言えば、できつつあるんですけどもね。難しい問題もあれば、そこを活用してというような話になるのかもしれませんですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長 それでは、本件につきまして説明が終わって、ご質問もないようでございますので、21号につきましては、また改めて、4分の1のことはお話を伺うということにしまして、案として提案されている議案第21号につきまして、採決をしたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

市川委員長 全員賛成でございますので、議案第21号は案のとおり決定いたします。

ありがとうございました。

指導課長 委員長、補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

先ほど幼稚園教諭の給与に関する条例の一部改正する規則の中で、古川委員からご質問をいただいた、生理休暇の上限5日間についてのご質問ですが、確認ができましたので報告をさせていただきます。

これにつきましては、職員のこれまでの取得実績と、それから看護休暇や介護休暇の日数が5日間という定めがあることなどを総合的に考慮して、5日間としたということでございます。

説明が遅れまして失礼いたしました。以上でございます。

古川委員 ありがとうございます。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 平成24年度 小・中・中等教育学校 入学式出席者名簿(案)

市川委員長 それでは、日程第2の報告に入りたいと思います。

子ども総務課長から報告願います。

子ども総務課長 それでは、お手元に平成24年度小・中・中等教育学校入学式の出席者名簿の案があるかと思えます。小学校、中学校、中等教育学校、いずれも、神田一橋中学校の通信教育課程を除きまして、4月6日の午前、午後ということで分かれておりまして、開始時刻についてもそれぞれ記載しておりますが、この開始時刻の15分前には学校にご到着されておりますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

市川委員長 | これは都合が合わなければ、申し上げていただきたいということですね。
子ども総務課長 | はい。
市川委員長 | では、そのように、委員の先生方、よろしく願いいたします。

◎ 日程第3 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会第1回臨時会について

指導課

(2) 中学校・中等教育学校の進学状況

市川委員長 | 各課長からほかに何かありますでしょうか。
子ども総務課長 | 子ども総務課長、どうぞ。
子ども総務課長 | 議案の中でもお諮りしたので、30日に第1回の教育委員会の臨時会を開催するという前提で、それではご説明申し上げます。
3月30日には、教職員の方々の退職辞令の交付式と、退職校長の感謝状贈呈式がございます。お手元にも資料がございますので、そちらのほうをご覧ください。
3月30日正午から、教育委員会の臨時会を開催いたします。そして、12時45分から退職校長に対します退職辞令交付式、並びに退職校長の感謝状贈呈式を行います。
詳細は中段以降に書いておりますが、退職辞令の交付式におきましては、麴町小学校校長、番町小学校校長、そして神田一橋中学校校長に、山崎教育長から退職辞令を交付いたします。
また、市川教育委員長からは、感謝状全文読み上げの後、贈呈ということで、こちらは麴町小学校の中村校長、番町小学校の有馬校長、神田一橋中学校の岡田校長、富士見小学校の昌子校長、お茶の水小学校の小林校長の方々に感謝状を読み上げるということをごさいます、一番下のこの表ですが、こちらは教育委員会室の右側が窓側ということで、立ち位置というんでしょうかね、委員の皆様方の立ち位置、幹部職員の立ち位置について表示したものでございます。こういう形で辞令交付し、そして感謝状の贈呈をするというものでございます。

甚だ簡単でございますが、以上でございます。また、当日の進行は私が務めさせていただきます。説明は以上でございます。

市川委員長 | 臨時会の件はよろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長 | それでは、次に、どうぞ。

指導課長 | 委員長。続きまして、中学校・中等教育学校の進学状況について、速報値ということで、資料を配付させていただきました。そちらをご覧くださいければと思います。簡単に説明をさせていただきます。

3ページに資料がございますが、麴町中学校、神田一橋中学校の在来校

が、1ページ、2ページになっております。麴町中学校につきましては、在籍数101名でございますが、国立の附属高校に1名、都立の高校に25名、私立に127名ということで、延べ153名の合格者となっております。

都立高校においては、日比谷高校や戸山高校など、進学指導重点校の学校ですけれども、自校問題を作成して、入試問題も非常に難しいという中でも、3名の合格者、また私立高校についても、こちらの表にありますような難関と呼ばれるような学校の合格者も出ております。

2ページ目は、神田一橋中学校の状況でございますが、幅広い方面への進学、合格ということになっております。国立の附属高校につきましては、今回、合格者は出ておりませんが、都立高校の合格者が33名、私立高校の合格者が122名、延べ155名の合格となっております。なお、神田一橋中の3年生の在籍数は138人でございます。

続きまして、九段中等教育学校の後期課程、6年生の進学状況ということで、報告をさせていただきます。

国公立の大学に現役で21名の合格者が出ております。既卒、浪人も含めると、25名、また水産大学校などの専門的な教育機関への進学者もおります。在籍数は121名でございますが、国公立に21名、それから私立については208、延べで229の合格者となっております。弘前大学の医学部や歯学部、薬学部等の合格者をあわせると10名ということで、難関の分野についても積極的に挑戦し、相当の結果を出していると思っています。また、私立大学につきましても、この表にありますように、いわゆる難関私立大学と言われるような学校についても複数、学校によっては2桁の合格者が出るなど、一定の成果を示されたところでございます。

簡単ですが、報告をさせていただきます。

市川委員長

何か、表の見方等でご質問等ありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、教育委員のほうから何かございますでしょうか。

中川委員

この間の神田保育園の卒園式に出させていただいたんですけども、手づくりのいい卒園式で、一番最後に、子どもたちがつくった、「卒園式に来てくださってありがとうございました」という紙をいただきました。

ただ、私も思ったのは、こども園とかほかの保育園とか、いろいろ卒園式のやり方が、いろいろあるのはいいんですけど、いわゆる保育園のほうがちよっと来賓の方が少ないとか、寂しいなというふうに思ったんですけども。その辺の、教育委員会としてどういうご案内をしていらっしゃるのかなと、それが、1点と。

それから、保育園でもって、アスク二番町保育園とか旧今川中学校の跡地にできた施設に、卒園式もそうですが、教育委員が、例えば運動会とかいろいろ行事に積極的に入っていったほうが目が届くんじゃないかなということを感じたので、その点いかがでしょうか。

子ども支援課長 保育園の卒園式のご案内ですけれども、当然保護者の方で、地域の住民の代表とか議会の皆さんにご案内を差し上げています。

市川委員長 私立とか認証保育所につきましては、子ども・教育部のほうから、特段指示というものは出してごさいません。自主的な運営にお任せしているというところでごさいます。

子ども支援課長 今後、私立の、今回アスク二番町保育園は卒園対象、5歳児が1人といったところで、もしかすると卒園式を行っていないかなというところ。そういったところも含めまして、今後情報提供を差し上げるようにいたします。

市川委員長 アスク二番町保育園だけじゃなくて、他のところもわかればね。こういう日にこういう行事があるというようなことを、教育委員にご連絡したらいかがですか。

子ども支援課長 はい。

市川委員長 公立ということになると、千代田区立ということになると、やっぱり出かけて行って、あいさつする、しないは別ですけれども、そういう必要があるんでしょうね。なかなか私立の場合は難しい点もあろうかと思えます。その辺は、依田課長、研究してみてください。

子ども支援課長 はい。わかりました。

市川委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 それでは、特にないようですので、先ほど日程の最後にいたしました秘密会の議案の2に入りたいと思います。

休憩 午後4時9分

— 再開 —

（以降、秘密会につき、非公開）

— 閉会 —